次期「大分県地震・津波対策アクションプラン」改定案の概要

想定災害

南海トラフ地震の巨大地震及び、大分県被害想定調査において調査対象となっている各地震。

位置づけ

- 大分県地域防災計画における、具体的な減災目標と防災・減災対策を掲げた計画
- 〇 大分県地域強靱化計画 (※) における、部門計画
- ※ 大分県地域強靱化計画とは、平成27年11月に、国土強靱化基本法第13条に基づき、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興並びに地域間競争力の向上に資する強靱な地域づくりを推進するために策定された計画である。

減災目標

喫緊の課題である南海トラフ巨大地震について、県地震津波被害想定調査結果で示された死者数約20,000人(暫定値)を約600人(暫定値)に抑制する。 さらに、死者数を限りなくゼロにすることを目標とする。

施策体系

- 〇 大分県地域防災計画及び「南海トラフ巨大地震対策について(最終報告)」の対策項目を参考に作成された「大分県地震・津波対策アクションプラ
- ン(現行プラン)」の施策体系を踏襲しつつ、実際の災害や被害想定調査に基づき、具体的な対策項目を追加。

【項目】 ※具体的な対策項目は現行と同様の計100項目程度を予定

- 1 事前防災(9施策)
- 2 災害発生時対応とそれへの備え(16施策)
- 3 復旧・復興(2施策)
- これまでと同様に、目標指標を設定した一部を県と市町村で共有の項目とし、市町村も地域の実情に応じた目標指標を設定。

推進体制

「大分県防災対策推進委員会」において、アクションプランに掲げる目標の達成状況を点検・協議することなどにより、プランを着実に推進する。

計画期間

平成31年度~平成35年度の五箇年計画とする。

大分県地震・津波アクションプランの概要 < 策定・見直し等経緯(H20策定~H26改定~今回の見直し) >

背景

平成17年 東南海・南海地震の地震防災戦略 策定

→ 死者数をほぼ半減する減災目標を設定、地方自治体に対しても目標達成向けて協力要請

平成18年 地震防災対策特別措置法 改正

→ 想定される地震被害を明らかにし、被害軽減のための地震防災対策の実施に関する目標を定めるよう努めることとされた。

現行プラン

大分県地震減災アクションプラン(平成21年3月策定)

◆基本理念:被害の最小化を図るため、自助・共助・公助の社会を実現

◆減災目標:想定された人的被害(死者数)を平成30年度までに半減

◆計画期間:平成21年度~平成30年度(10年間)

基礎資料の

す津る波

知に

見関

大分県地震被害想定調査(平成20年5月公表)

- ◆大分県地震減災アクションプランの基礎資料とするため実施
- ◆被害想定調査対象(県内全域に想定される5地震査)
- ① 別府地溝南縁断層帯(2ケース)
- ② 崩平山一万年山地溝北縁断層帯
- ③ 周防灘断層帯 ほか

見直し

大分県地震・津波対策アクションプラン(平成26年3月見直し) 【現行】

◆基本理念:自助・共助・公助からなる減災社会の実現

◆減災目標:(1)南海トラフ巨大地震 死者数約2万2千人を約7百人

(2)別府湾、周防灘の地震等については、死者数の半減

◆計画期間:平成26年度~平成30年度(5年間)

◆見直内容:名称変更、施策体系の再構築、津波対策等の追加

- 大分県地震津波被害想定調査(平成25年3月公表)
- ◆地震・津波による具体的な人的・物的被害を推計
- ◆被害想定調査対象(津波被害を中心に検討)
- ① 南海トラフ巨大地震
- ② 別府湾
- ③ 周防灘断層群主部

プラン改定

次期「大分県地震・津波対策アクションプラン」(平成30年度末改定予定)

- ◆基本理念:自助・共助・公助からなる減災社会の実現
- ◆減災目標:(被害想定や新たな知見を基に設定)
- ◆計画期間:平成31年度~平成35年度(5年間)
- ◆改定内容:名称変更、新たな知見や現行プランの達成状況等を踏まえ、

項目の追加・見直し等

をしたし 映の

- 1) 現行プランの達成状況を踏まえた項目の見直し
- ・達成及び未達成に分類し、継続、廃止、目標見直し等
- 2) 大分県被害想定調査(中央構造断層帯)の反映
 - ・新たに得られる知見で追加するべき事項を反映(平成30年予定)
- 3) その他の自然災害に関する検証結果等を反映
 - ・熊本地震、九州北部豪雨、台風18号等において、本プラン としても盛り込む必要がある事項について反映

大分県地震・津波対策アクションプラン

想定災害と減災目標

- ・今後30年以内に70%、50年以内に90%程度の確率で発生が予測されている南海トラフの地震を喫緊の課題として捉え、防災・減災対策を推進
- 南海トラフの巨大地震で想定される人的被害、死者数約2万2千人を約7百人に抑制することを減災目標に対策を実施

主な対策項目

1 事前防災(9施策 51対策項目)

1 津波防災対策

●地域津波避難行動計画の作成、実践的な津波避難訓練の実施等により早期避難を徹底 (地震の揺れの収束後15分以内に全員が避難行動を開始)

2 建築物の耐震化等

- ●災害発生時の活動拠点にもなる公共施設等の耐震化を促進
- ●住宅の耐震化及び家具の固定化を推進し、家屋内での負傷等を防止

3 防災教育・防災訓練の充実

●学校や地域における防災教育・避難訓練を充実し、災害から自分の命を守りぬく主体 性(姿勢)を醸成

4 総合的な防災力の向上

- ●自主防災組織の要となる防災士の養成、実践的な避難訓練の実施等により地域防災力 を向上
- ●地域社会の一員である企業と地域との連携による防災活動を推進

2 災害発生時対応とそれへの備え(16施策 47対策項目)

1 災害対策本部の機能強化

- ●訓練を通じた本部機能の検証及び資機材の整備等により本部機能を強化し、災害応急 対策を迅速かつ的確に実施
- 2 救助・救命対策、医療対策
- ●災害派遣医療チームの出動体制の確保・充実、災害拠点病院の機能強化等により、災害医療対策を推進
- 3 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動
- ●緊急輸送道路の整備、広域防災拠点の選定等により、緊急輸送・搬送体制を強化

2 災害発生時対応とそれへの備え(つづき)

4 食料・水、生活必需品等の物資の調達

●スーパー等流通業者や民間物流事業者との支援協定の締結等により、避難所生活に必要な物資の提供体制を確保

5 避難者、帰宅困難者等への対応

- ●災害時要援護者台帳の作成、福祉避難所の指定等により、災害発生時の高齢者や障がい 者等の災害時要援護者の安全を確保
- ●食料・物資等の供給、応急仮設住宅供給体制の確立等により、避難者等への対応を充実
- ●災害時帰宅支援ステーションの整備や宿泊場所の確保等により、帰宅困難者や観光客へ の支援体制を推進

6 保健衛生 防疫対策、遺体処理対策

- ●災害時公衆衛生対策チームの体制整備、ポータブルトイレの備蓄等により、被災地域の 衛生環境を維持
- ●棺及び葬祭用品の供給、遺体の搬送等に関する協定の締結により、遺体処理対策を強化

7 災害廃棄物等の処理対策

●がれき等の災害廃棄物を一時保管する仮置場を市町村ごとに確保することにより、災害 廃棄物等の処理対策を推進

3 復旧・復興(2施策 6対策項目)

1 被災者等の生活再建等の支援

●被災住宅の迅速な被害認定調査や被災世帯の住宅再建への支援等により、被災者の早期生 活再建を支援

2 経済の復興

●企業の事業継続計画(BCP)の策定支援や工業用水の給水システムのネットワーク化により、民間事業者の早期復興を支援

プランの着実な推進

- ・プランに掲げる104の対策項目のうち、<u>55項目に目標指標を設定</u>し、一部を県と市町村で共有、<u>市町村も地域の実情に応じて目標値を設定</u>
- <u>「防災対策推進委員会」</u>で、目標の達成状況等を点検・協議することなどにより、プランを着実に推進